

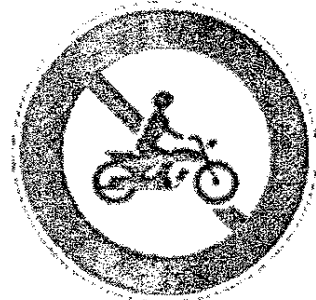
# 交通規制のお知らせ

11月1日(水)から「126cc以上の二輪車の通行禁止」  
規制を実施します。

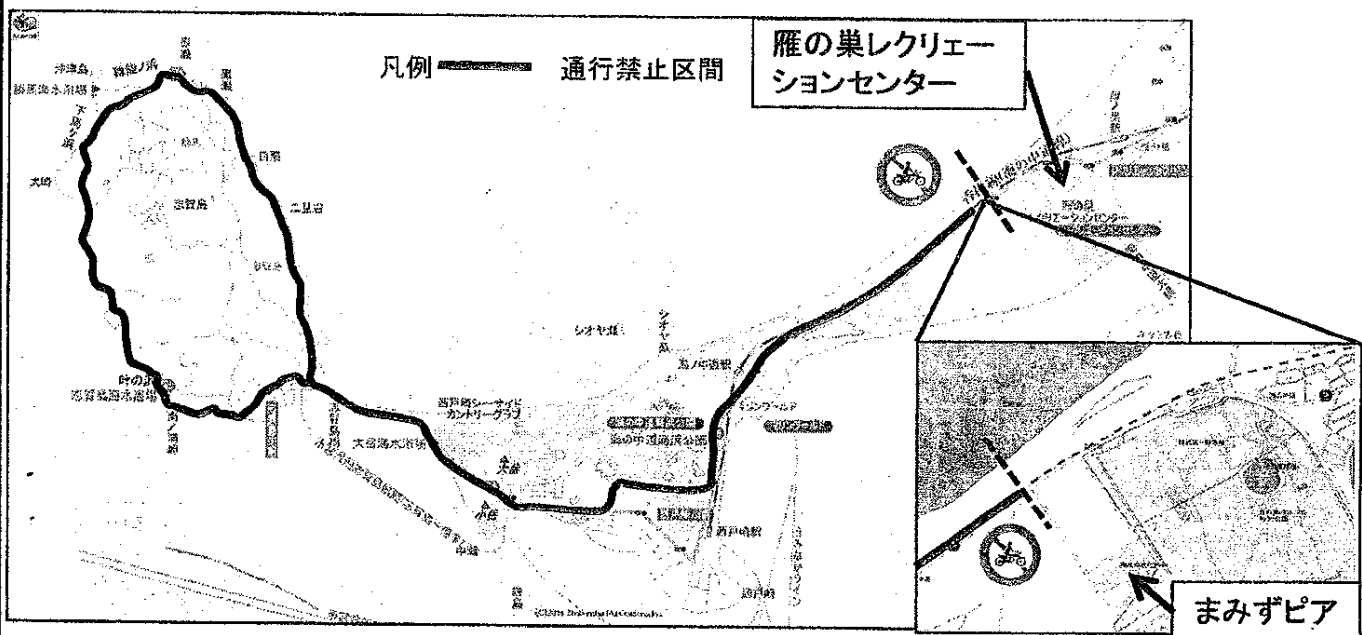
暴走族等の騒音に対する地域住民の夜間の平穏な生活を確認するため、自動二輪車の交通規制を実施しますので、ご理解とご協力をお願いします。

## 交通規制の内容

- 規制区間
  - ・ 主要地方道志賀島和白線  
福岡市東区奈多1302-122  
奈多海水淡水化センター(まみずピア)より志賀島方向
  - ・ 県道志賀島循環線
- 規制時間: 毎日21時～翌日5時
- 規制対象: 125cc以下の二輪車を除く



総排気量  
125cc以下を除く  
21～翌5



※ 126cc以上の自動二輪車を所有・使用する住民・通勤者の方へ  
規制時間内に通行される方には、東警察署で通行許可証を発行します。  
申請書類は、申請書(警察署にあります)、免許証(写し)、車検証(写し)若しくは  
自賠責保険(写し)が必要となります。  
東警察署1階窓口へ来署お願いします。

【問合先】 東警察署 交通第一課 交通規制係 092-643-0110 内線 412